

生活保護受給世帯および生活困窮世帯に対する居宅生活支援事業プロポーザル 質問と回答

No	項目	質問事項	回答	備考
1	居宅生活支援プログラム実施要領	「支援対象者の物件の下見、契約等手続きに同行し、賃貸借契約の締結が適切に進行するよう助言を行う」とありますが、歩行補助が必要な場合や車椅子の場合には、地区担当員もしくは介護の資格を有した他機関の支援員が付き添うという想定でよろしいでしょうか？ プログラム実施要領上には介護または歩行補助の記載が無い ため、受託事業者側で歩行困難者への介護はしないという認識でよろしいでしょうか？	受託事業者の歩行困難者への介助は想定しておりません。	募集要領別紙1-35(2)②
2	居宅生活支援プログラム実施要領	「支援期間の目安を超えて支援の延長が必要と認められる場合は、支援期間を延長することができる」と記載がありますが、延長可能な期間というのは具体的にどのくらいの期間を想定していらっしゃいますか？ また生活困窮者居宅生活支援事業に関しても支援期間の延長が認められていますが、同じくどのくらいの期間の延長を想定していらっしゃいますか？	支援期間は、生活保護受給世帯・生活困窮世帯ともに、原則として、支援開始から起算して最長で1年程度です。ただし、状況に応じて、さらに延長を認める場合もあります。	募集要領別紙1-36(2)